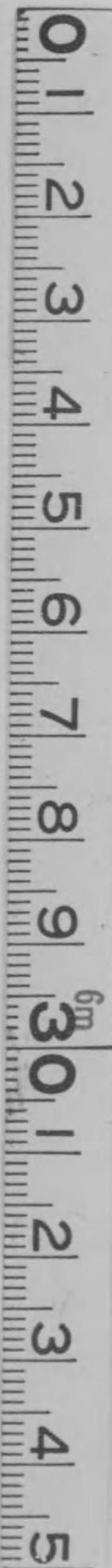


福岡市の上水道

393

479



始



福岡市の上水道



393-479



福岡市の上水道

本書は水道を引用せんとするもの引用しつゝあるもの、又は水道工事の實況參觀者の便益に資せんが爲めに蒐録したものである

大正
12. 1. 31
内交

本社所在地 東京市丸ノ内海上ビルディング内
資本金 壹億參千九百八拾貳萬壹千貳百圓

福岡市天神町五十八番地



東邦電力株式會社九州支社

支社管内
支店所在地

福岡市 下關市
久留米市 大牟田市
佐賀市 佐世保市
長崎市

者腦主の時當成完道水上



長市
氏夫庸世久



長師技
氏郎次辰出西



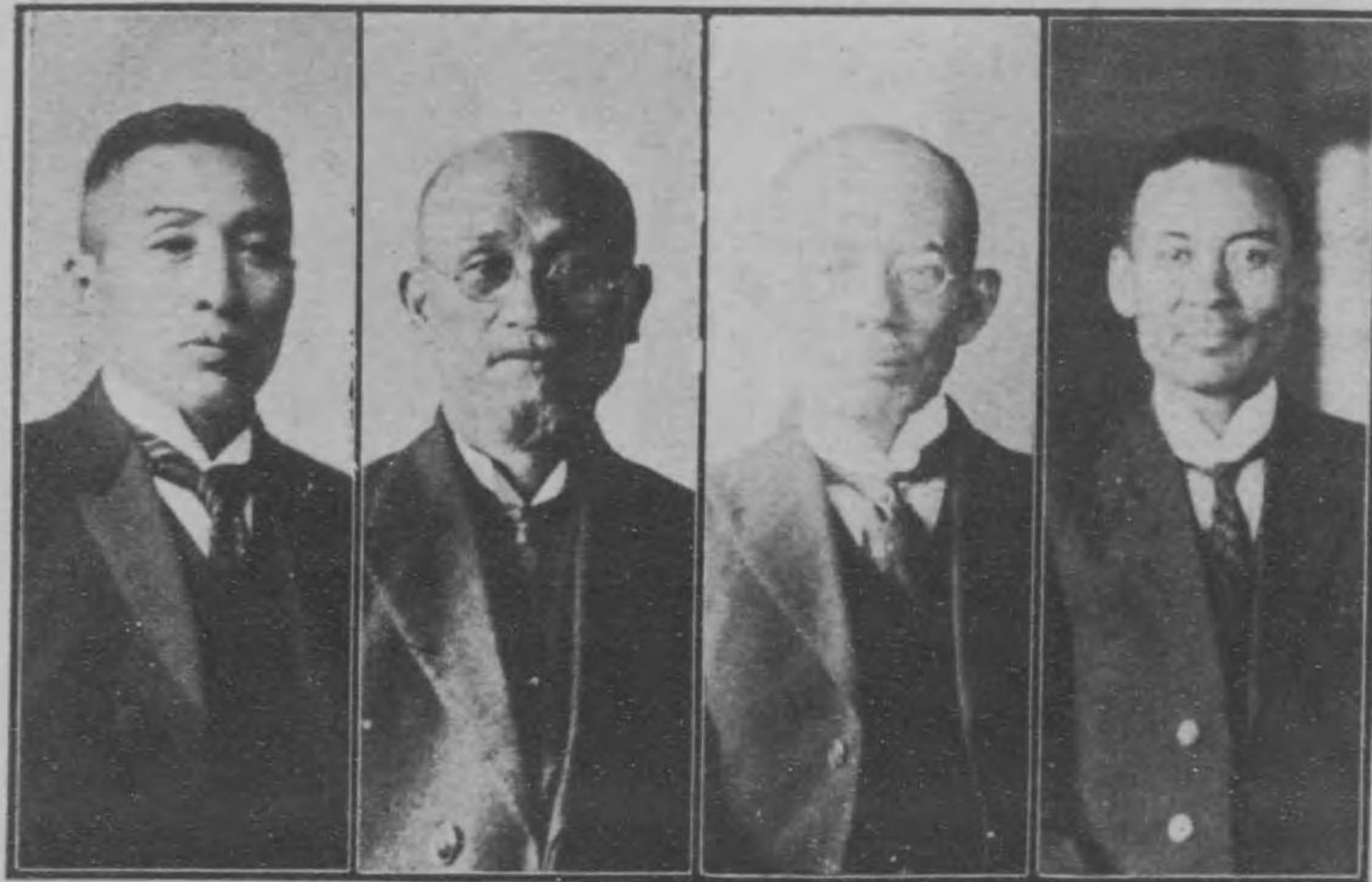
長務事
氏浩橋大



役助
氏郎太愛橋石

員委道水の時當成完道水上

(順ハロイ)

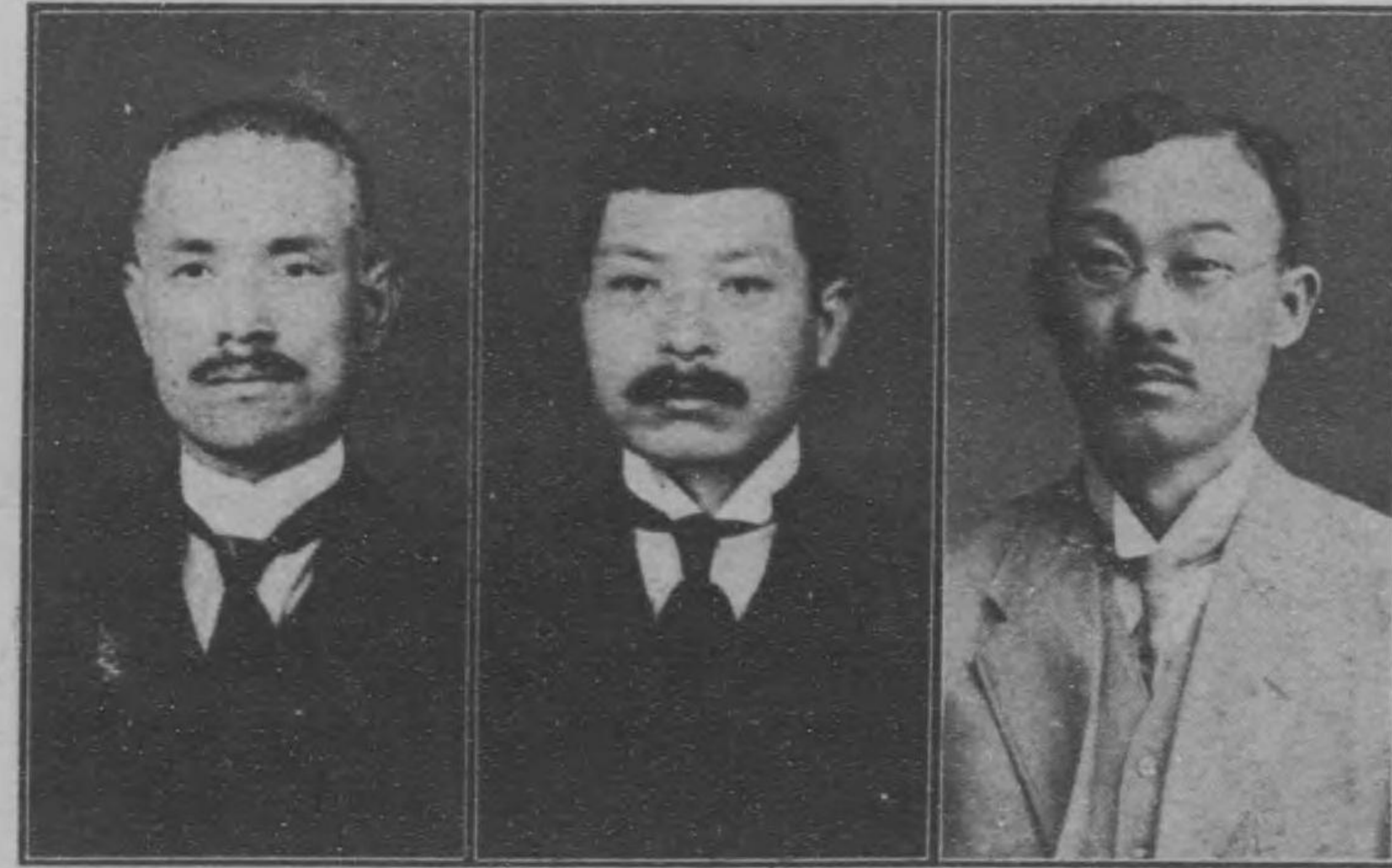


氏平嘉野長 氏郎太源安吉 氏美勳永徳 氏衛兵久隈岩



氏平甚鍋眞 氏吉國尋八 氏郎太庸下山

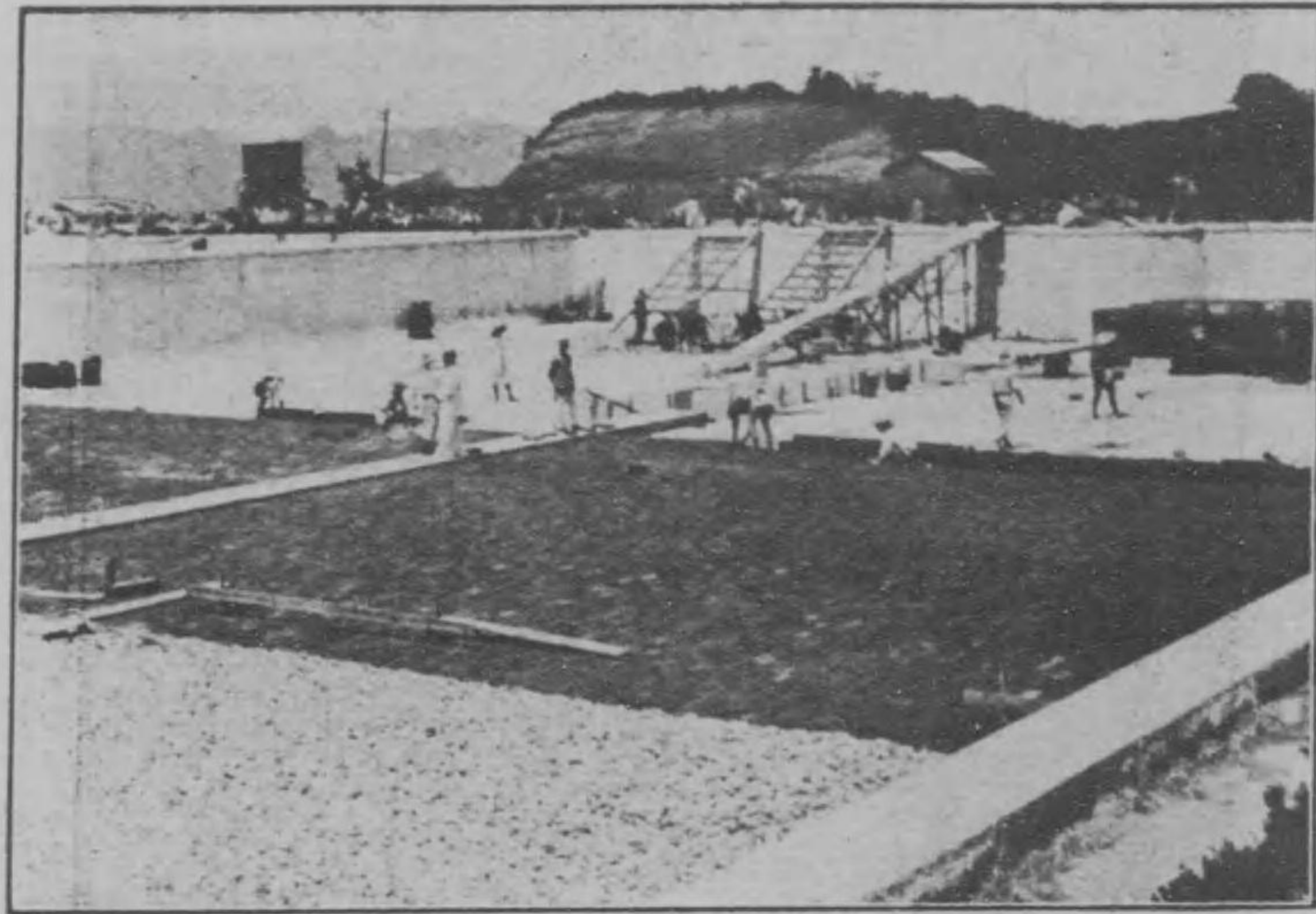
者腦主の時當成完道水上



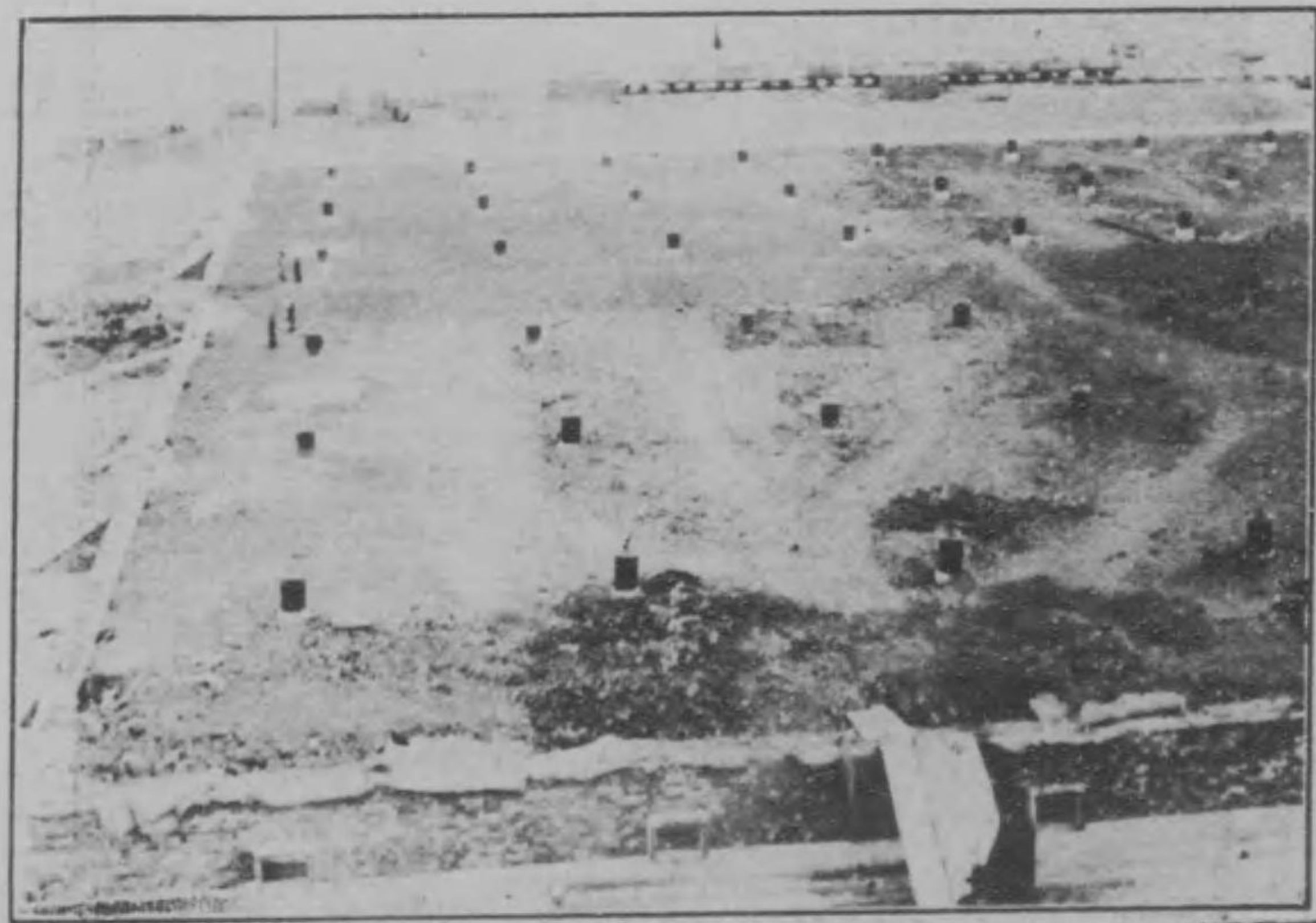
師技 氏介研田上 事主 氏郎太昌崎山 事主 氏定親田津



師技 氏雄敏木青 師技 氏三敬戸瀬 師技 氏介協口河



池 過 濾



池 水 配

員 委 道 水 の 時 當 成 完 道 水 上

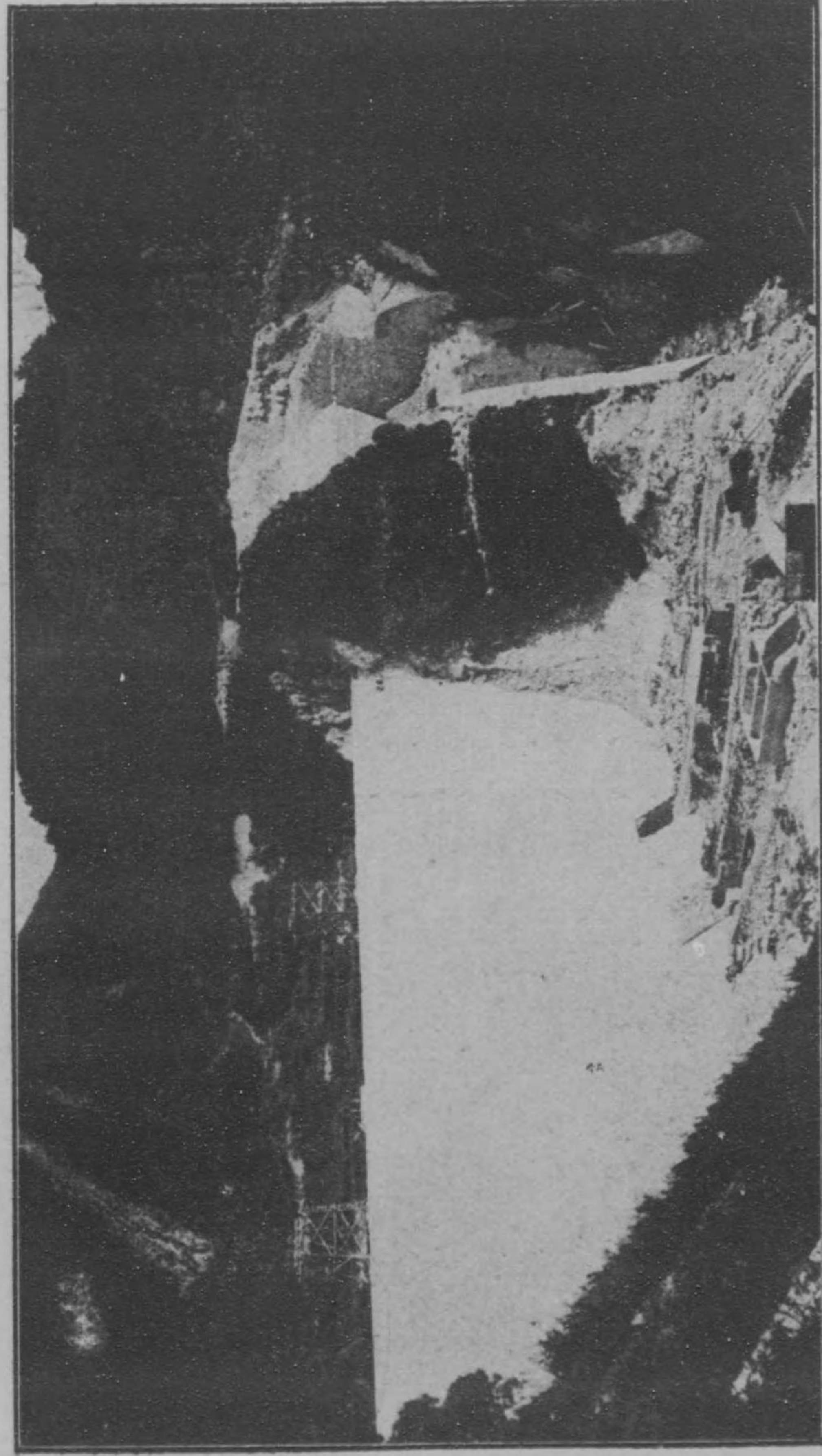
(順 バ ロ イ)



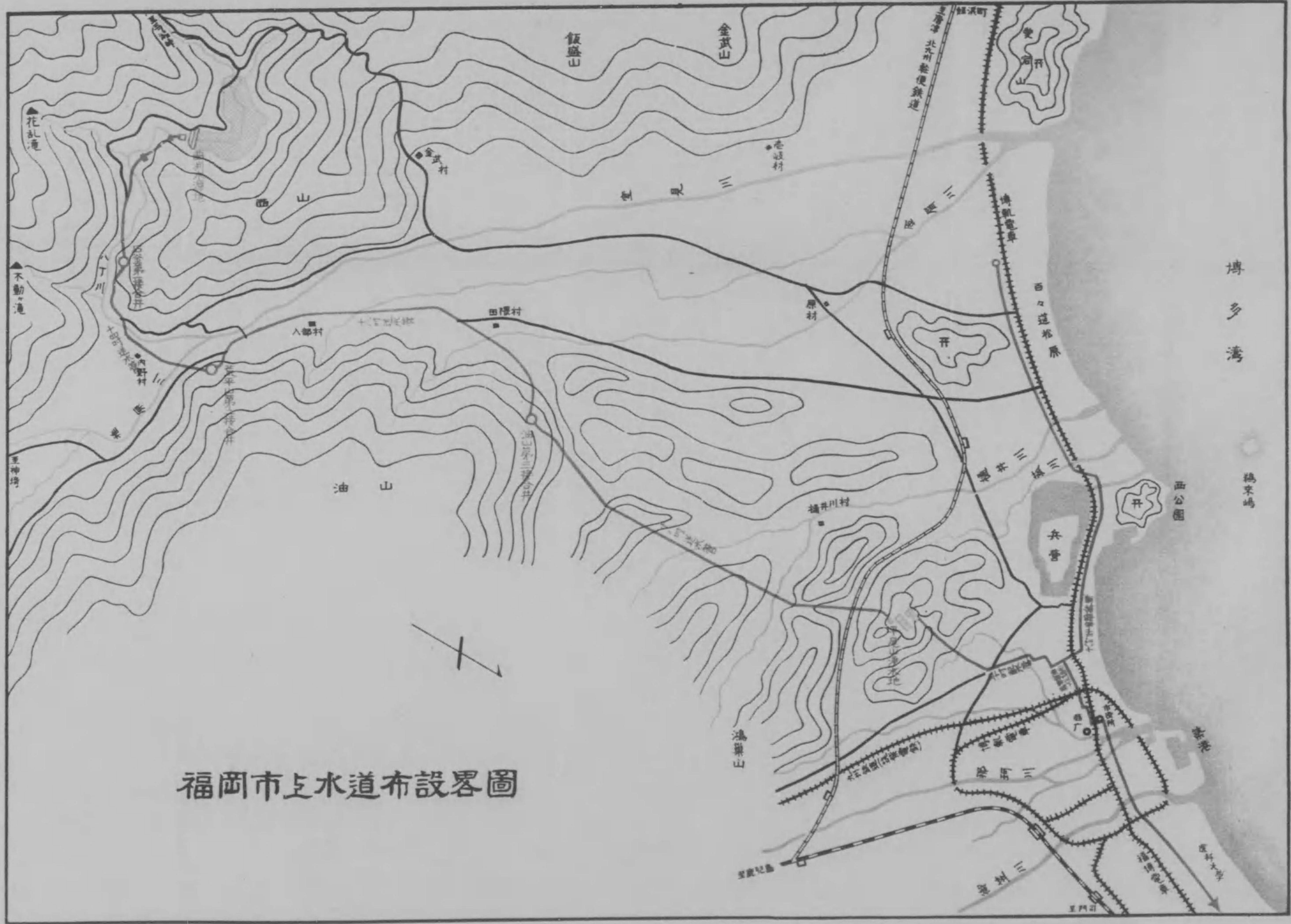
氏 郎 太 久 梨 木 氏 郎 太 慶 津 荒 氏 郎 四 善 島 兒 氏 郎 七 加 藤 權



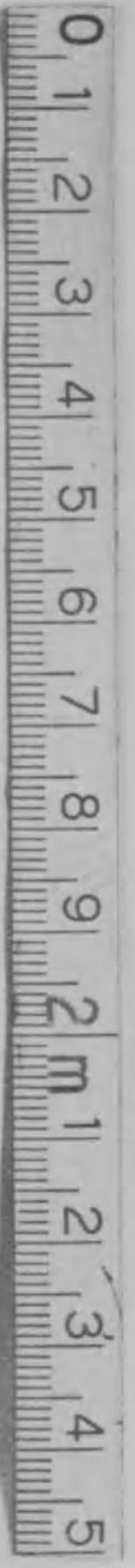
氏 弘 昌 口 樋 氏 郎 太 勇 田 篠 氏 郎 十 又 田 柴



水源地堰堤の全景

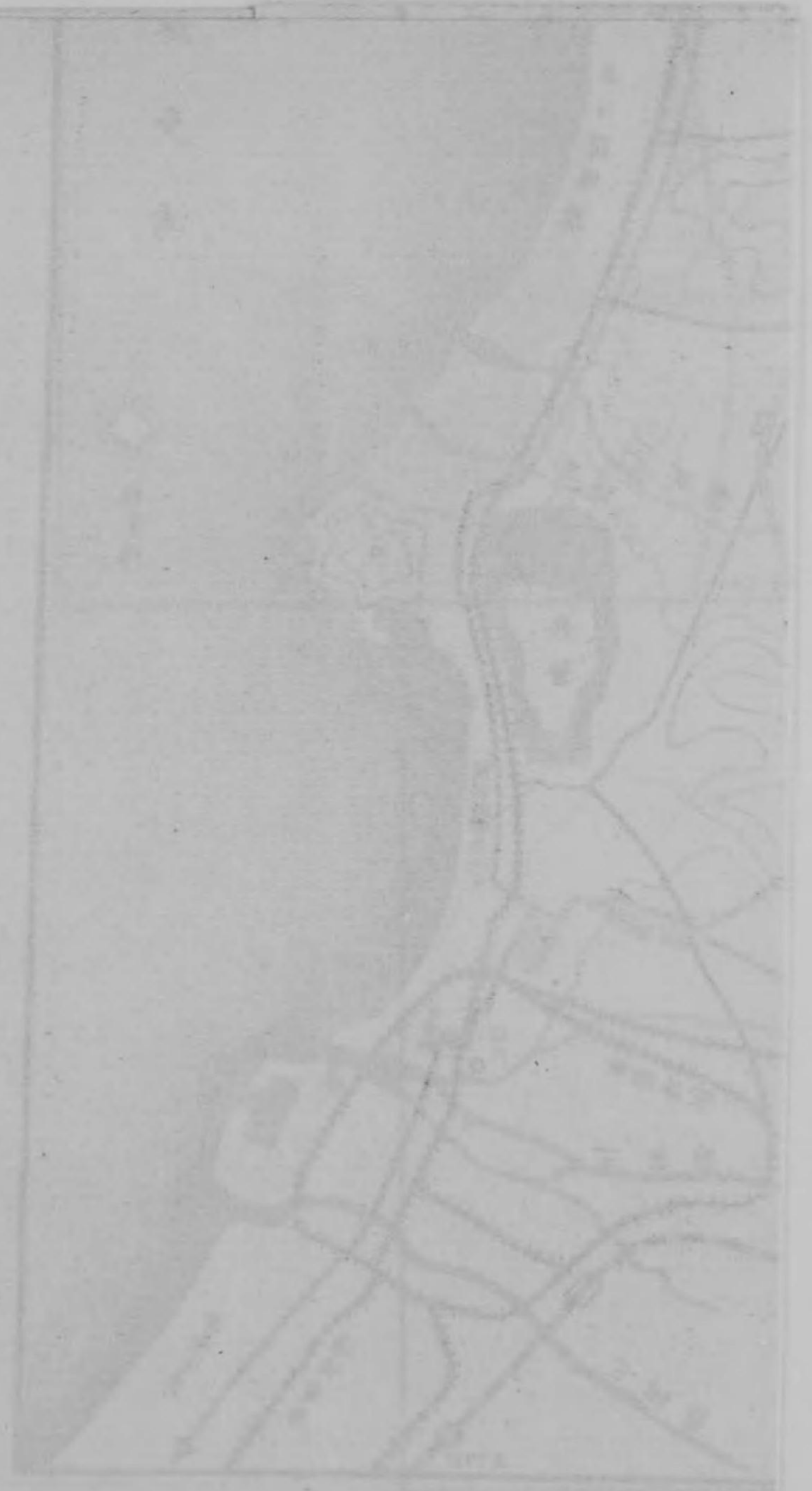


福岡市と水道布設畧圖



序

都市に於ける文化的施設としては種々あるが、日常生活の上に將又衛生に保健に防火に最も緊要缺ぐべからざるものは蓋し上水道の設備であらう、唯其施設に巨額の經費を要すると、好個の水源を有せざるが爲に普く全國の各都市に實現されてゐないのである。我が福岡市に於ては曩に上水道の布設を計劃して、今や殆んどその完成を告げんとしてゐる。福博の地下縦横に布設せられた鐵管には既に滾々たる淨水が溢れて從來鹹水に苦しんでゐた人々は初めて茲に文明の恩恵に浴することゝなつた。吾等職に在る者亦市民諸氏と共に此歡びを頒つことを得て欣快の念に堪へない此時に當つて村瀬君逸早く一書を上梓し、『福岡市の上水道』と名づけ、水道工事の經過を記し、水源地淨水場に於け



る濾過池、配水池、或は又鐵管配置の模様等を詳かにして水道に對する智識の普及に資し、更に水道使用に關する諸規則をも蒐録して上水需要者の榮としたのである。蓋し上水道は、貯水量、濾過水量、送水量等夫々制限があつて、豫定の人口に給水し得る計畫になつてゐる。然るに若し其の便利に馴れて水を濫用し空費するが如きことがあり、自然上水の不足を來すやうなことがあつては全市民の爲め洵に遺憾である。

本書は浩瀚なる水道誌の先驅として出たものであつて福岡市上水道を知るには寔に輕便で恰好の手引であること信じ所感を述べて序文とする

大正十二年一月

福岡市長 久世庸夫

目次

經濟的生活への第一歩
上水道施設の概要
高さ百三尺の大堰堤
四里に互る送水線路
嚴封した共同井戸
市内への配水
上水道の布設費
上水道の引用に就て
計劃以來の主腦者
以上

福岡市の上水道

経済的生活への第一歩

上水道引用の必要と水の節約に就て

福岡市の上水道は、永い年月を経て漸つと出来上つた。市民十二萬の人口に對しては何時でも給水が出来る。

衛生上の見地からは勿論、経済的生活を爲す上に於て文明的生活を爲す上に於て是非共上水道の引用は必要にして又當然である。知らず識らずの間に悪水に變化して行きつゝある井戸の水に比して上水道の水がどの位清浄であり、安心が出来るかは云はぬでも判つたこと、簡單で便利で時間が省けること、即ち経済的生活の根本を爲すものは上水道の引用にあること、それだけで先づ上水道の引用を勧むるに充分である。しかも近代文明國の都市住民としては體面上から云つても上水道の引用を必要とするものである。

福岡市民は永い間悪水の困苦を嘗めて来た、鹽辛い水、濁つた水、それ等にはもうほとく飽いて居る、そしてそれ程上水道の通水を待ち詫びて居たもので之から推しても一日も早く上水道の水を得なければならぬ。茲に於て「福岡市の上水道」を説くに先立つて切に上水の引用を勧めたい所以である。

之と共にまた豫め述べたいのは水の節約に就てであるが、元來、福岡市の上水道は、現在の人口に給水する分としては現在の水量があれば充分である。けれども福岡市の發展は未だ未だ之からだと云ふ處で、近き將來に於ける人口の増加は殆ど豫想が出来ぬ位著しいものがあるであらう。従つて水道使用者の數が激増するのはまた當然である。現に郊外へ郊外へと延びつゝある市街地の人口が果してこの位の増加を示すものであるか一寸見當がつかぬ。若し多くの上水道使用者が豊富、潤澤な現在の水量に狃れて必要以上の水をかね／＼無駄使ひして居たら此の人口激増の場合、急に水の節約を強いられてもそれは仲々實行困難なことで、或は全市に亘る水量の不足となり、遂には一時でも斷水の已むなきに立ち至るかも知れぬ。さうなれば全市民の不幸は此の上もないのみならず、文明都市住民としての面目にも拘は

る重大問題である。それ故に今日から特に水の無駄使ひをせぬこと、大仰な使ひ方をせぬことが最も肝要で、一人の無駄使ひは萬人の不自由を來す所以を悟らねばならぬ。つひ此の間迄、一樽いくらの松原水を使つて居たこと、鹽辛い水、濁つた水に甘んじて居たことを思ひ比べて是非共上水道の水の節約をされたい、自制をされたい、之れが豫め一般の水道使用者に對する希望である。

以下各項に亘つては水道工事の實狀に就き説明を加へ、如何に其の大工事であつたか、如何に注意深い施設であるか、苦心の跡を述べて見やう。若し讀者の參考となり使用者の便益に資する處があれば幸ひである。

上水道施設の概要

十二萬人に給水する大工事

大體に於て福岡市の上水道は大仕掛けである。抑もの發端を云へば大正元年、故佐藤平太郎氏の市長時代であつて佐世保海軍技監吉村長策氏が大體の計劃を樹て、翌大正二年二月二十一日主務大臣の布設に就ての認可があつた。實際の工事は其の

後土地買収や報償契約等の問題を片付けてから取りかゝつた。認可當時の總豫算は三百二十四萬七千二百五十圓であつたが、其の後四回に亘つて豫算の更正を行ひ今日では實に八百六十八萬三千三百六十一圓九十四錢八厘を費すに至つた。之は歐洲戰亂の影響を受けて忽ち鐵價の暴騰となり續いてセメント其他諸材料の暴騰、人夫賃の激騰と云ふ至つて不利な時期に遭遇した結果かくの如く巨額に達したものである。而しそれ程巨額の財寶を費し多大の日子を経て居る丈け其の工事の龐大さは實に驚くばかりで其の現場を見なければ何とも想像がつかぬ、只大仕掛けなものだといふより外に説明の仕方がない。

概略を述べると、早良郡内野村大字曲淵地内、即ち室見川の上流俗に八丁川と稱する處を水源地とし其の川を締切つて大貯水池を設け、更らに其の水を早良郡樋井川村大字下長尾及び筑紫郡八幡村大字平尾地内に跨る平尾山の頂上に導き、そこで濾過して市内全部と隣接町の一部に配水する順序である。一人一日の給水量は平均五斗四升となつて居るが其の中には工業用、汽車船舶用其他の給水量も含まれ先づ日常生活には差支へのない筈である。

工事は第一期を終つたので十二萬人に給水されるが、第二期の計画は二十萬人に對する給水を爲さんとするものである。

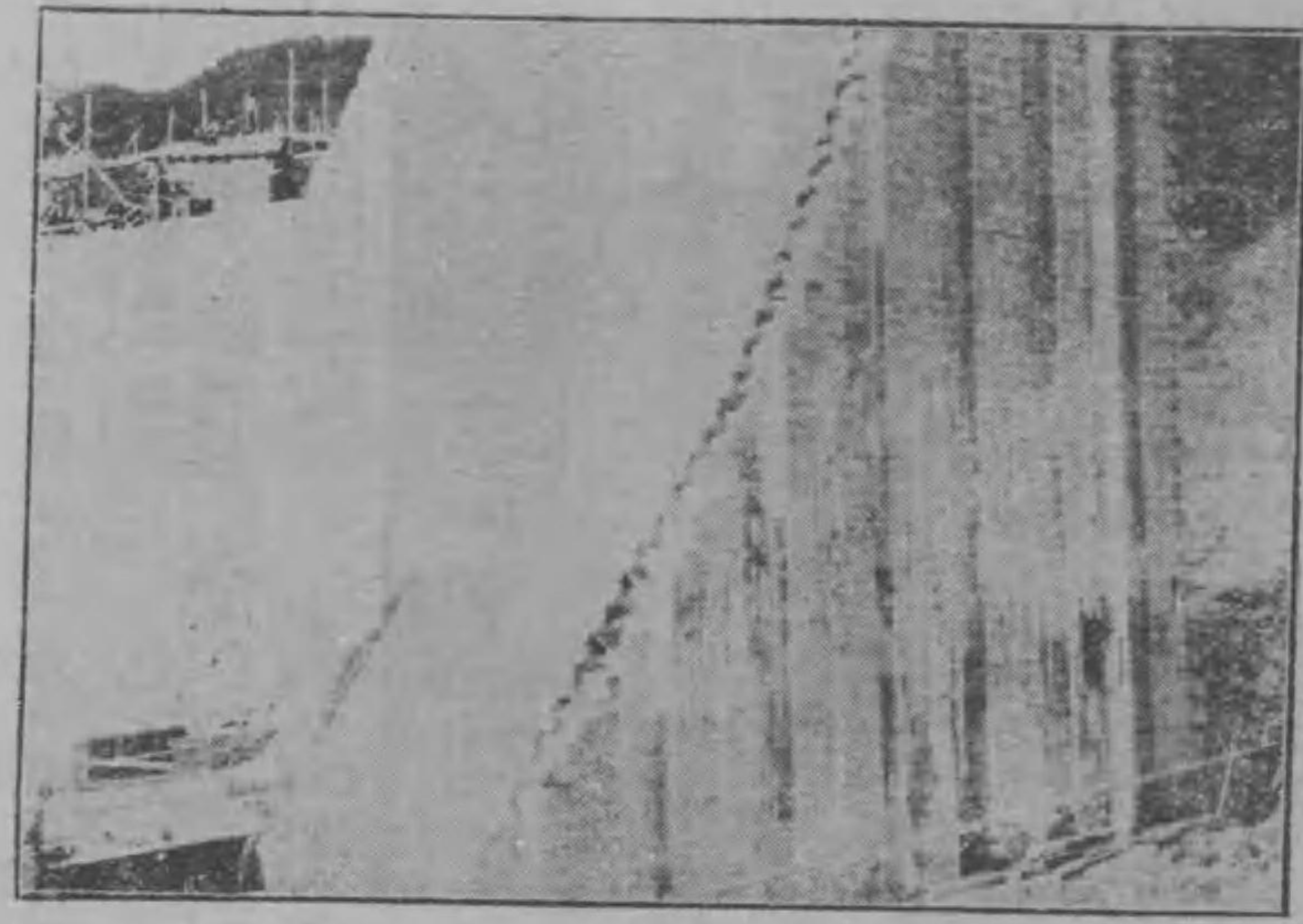
高さ百三尺の大堰堤

一驚に値ひする貯水池工事

次に上水道工事の状況を説明せんとするものであるが之を大別して水源地（貯水池）送水線路、淨水構場、市内配水の四項とし先水源地から之を見ることにしよう。元來、水源地の選定に就ては非常な苦心と慎重な調査研究の結果漸やく決定されたもので水源地としては實に理想的だとされて居る。殊に其の流れ居る水は從來此の附近の者の飲料水として居た程透明清冽なものであつて敢て濾過する必要もない位のものである。即ち同水源地は前項に説いた如く早良郡内野村字曲淵で、福岡市を距る西南四里、恰度肥前境の山間部で海拔六百尺の高地である。從來は約四十戸ばかりの農家が散在して居たが、市は工事着手に先立つてそれ等を買収移轉せしめた。

貯水池は即ち其の部落であつた谷間一帯を云ふのであつて、水を貯溜する爲めには八丁川の溪流を堰き止めねばならぬ。しかも其の貯水量が非常に多いので堰き止むべき堤防の力も従つて強くなければならぬ、そして永久に水の壓力を支へて居なければならぬものである。それが即ち堰堤と稱するものであつて其の太さは高さ百三尺（有効水深八十五尺）敷巾八十八尺三寸、頂上の巾十三尺五寸、長さ四百八十尺と云ふ素晴らしいもの、其の築造に就ては嚴密な學理と精細な調査を施され左右の山と、川底にかけて最後の岩盤迄掘り下げ、そこからコンクリートを以て築き上げたものである。最も深い處は川床から三十尺にも達して居る、以て如何に大工事であつたか、判ると共に完成した堰堤は將に一大偉觀であると云はねばならぬ。

此の大堰堤に依りて堰き止められた水量は約八百萬石で、其の満水面積は十四町一反五畝二十二歩、深さは堰堤際で八十五尺、満水する迄には三ヶ月を要する。十二月一月から貯水にかゝつて三月末でなければ満水に達しない譯である。然るに満水の時に大降雨があつた場合、堰堤の頂上から水が越すやうな惧れがないでもないからそれを避ける爲めに豫め放水路と云ふものを設け、一定の水量以上に達し



(のもたしは現を部内の其く能で堤堰の中事工)

た時は直ちに其の放水路から排水され堰堤内には何等の異常をも來さぬやうにしてある。放水路は堰堤よりも五尺低い。下流沿岸の農作物灌漑用水としては堰堤の中央底部から常に多量の水を送り出して居る。

而して淨水構場に行くべき水は堰堤の中央部から送り出されて送水線路に入るが、其の送水口が仲々工夫されたもの、即ち堰堤内面の中央に半圓形の引水塔と云ふ出張つた個所の中央に十八吋の鐵管が一本垂直に通つて其の鐵管から枝管が四個煙管の雁首のやうな形で貯水池内に差し出て居る。それは上部から底にかけ

てだん／＼に出て居るので水が多い時は最上部の雁首から、少ない時は底部の雁首から各々垂直の鐵管に注ぎ込まれ、そして送水線路に出るのである。

貯水池の底は草木が繁茂したまゝであるが重みのあるものは總て沈澱するので送水上には何等支障がない、嘗て外國で試みたことに依ると水底を綺麗に掃除した水



(塔水引)

ど、草木が繁茂したまゝの水とは流れ出た時に依て何等の相違もなかつたと云ふことで今では寧ろそのまゝにしたが好いやうに云はれて居る。

しかも同堰堤の特色は、寒暑に逢ふて伸縮の激しいコンクリートを甘く調和して築造の當初から伸縮の出来るやうに切り離してあるので其の缺點が全然除かれ、水道工事上では最も新しい方法と云はれ日本内地では無論最初の施設であるときれて居る。又水源地としての特色は、上流に森林地帯があつて、霧が多い爲め、如何に旱魃時季の夏分でも水量が減するやうなことはない、しかも流域面積千百五十

七町餘に至り二十五年間の雨量観測に依ると降雨量の三分の一は貯水池内に流れ込むのでそれだけでも十二萬人分としては有り餘る程である、が、更に三割の水量を増す爲に堰堤を築造されたのである。第二期の二十萬人給水の時は花亂の瀧から引水して之を併せ千四百四十五萬石の貯水量と爲す筈である。かくの如くして貯水池は實に一大湖水の趣きを現出しその壯觀はたしかに參觀者の膽を驚かすものがある、殊に夏季は涼をどり、秋は一層の風景を添へて別天地の思ひあらしむのであらう。沿道は新たに郡道が拓け、自動車も通る、福岡市から行くには入部村迄乗合自動車がある。附近には一時その水を引用した花亂瀧があつて不動尊を祠つてある同工營所長としては技師青本敏雄氏が當つて居る。

以上を以て水源地の大部分を説明し終つたので次に送水線路の状況を概説しやう

四里に亘る送水線路

水壓を緩和する三個所の接合井

水源地から平尾山淨水構場に至る四里の間の鐵管を送水線路と云ふ。此の間には

石釜、荒平山、油山の三ヶ所に接合井と稱する井戸を設けてある。それは水の壓力を殺ぐ爲めに設けたもので井戸の太さは長さ十二尺、巾十尺、深さ十尺のコンクリート造りである。先づ水源地堰堤の出口から吐き出された水は僅かに内徑十四吋の鐵管に依つて石釜第一接合井に出る、そこで幾分の水壓を抜き次に荒平山第二接合井に入り、續いて第三の油山接合井に入つて尙ほ幾分の水壓を抜かれて浄水構場に入る時は茲に僅かな落差となるのであるが前述の如く水源地は海拔六百尺、浄水構場は海拔二百尺で此の間四百尺の落差を生じ、しかも其の距離が僅かに四里で勾配の急な處がある爲めに若し接合井で水壓を抜かなかつたら鐵管の破裂を來さぬとも限らぬので特に危険を慮つて三ヶ所の接合井を設けたものである。現在の送水線路は一本であるが第二期計劃には之を二列にするのである。

嚴封した「共同井戸」

濾過池と浄水池の新装置

浄水構場は平尾山の頂上にあつて送水線路を流れて來た水を淨化し市内に配水す

る設備をした處、そこには「濾過池」と「配水池」どの二つの大工事を施してある。水源地从り四里の送水鐵管を傳ひ三ヶ所の接合井で壓力を殺がれた水は、先づ浄水構場の西南端に設けた「量水池」に吐き出される。そこでいくらの水量が來つゝあるかを計つて更らに水は「給水渠」に導かれる、其の給水渠は幅二尺位の溝で四個の「濾過池」に沿ひ各濾過池へ水を給するのである。此の「濾過池」に依つて始めて水を淨化するものであるから同池の設備は最も緻密な注意と完全な仕事をしてなければならぬものである。即ち一個の池の太さは長さ百五十四尺、巾百二十尺、深さ平均八尺八寸五分であつてコンクリートを以つて築造され一番底に煉瓦二枚を積み、其の上に拳大の小石を敷き其の上に小砂利を、其の上に更らに小粒の砂利を一番上層には最も細かい砂を敷き其の厚さは砂利は平均一尺七寸五分砂は二尺五寸になつて居る（口繪寫眞参照）水は其の上に三尺の深さを保つて湛へる。そして此の砂の層を潜り濾過された水は池の中央底部にある「濾過井」に集合され直ちに「配水池」に移されるが、此の場合濾過効力が生じないで未だ不完全だと認める間の水は排水管に依つて構場外に捨て、清浄な水となつてから始めて

配水池に移される其間は最も厳密に外部との接觸を遮断してある。「配水池」は二個あつて一個の太さは長さ百十五尺、巾七十六尺、全水深十六尺、有効水深十五尺、二個の池で十二萬人に對し一人一日七斗の給水量として十時間分に相當する貯水量約三萬五千石の水を有し内部には八ツの導流壁を設けて水が停滞腐敗しないやうに廻り廻り流れて出るやうになつて居る。そして此の池は清浄な飲料水を貯へて置く所であるから常に密閉して外部から少しでも汚されぬやうに設備され、苟くも塵一本でも止めてはならぬ處である。池の上部には日光を遮り且氣温の影響を受けないうやうに厚さ二尺の土を置き數個の通氣作用を爲す設備が施されてある。(口繪寫眞参照)

かくして完全な装置の下に貯溜された浄水は、一應「集合井」に入り此處から直接に市内に配水され市民の咽喉を通るものである。しかも送水の量と濾過の量は一定されて居るが市内の使用量は晝夜其の量を異にし、特に火災等の場合は異常の水量を要するので其の變化に應ずる爲めにかくの如き太き配水池を設けられたものである。

以上は十二萬人給水の計劃の下に設備された現在の狀況であるが二十萬人給水即ち第二期計劃には更らに濾過池も配水池も各々二個宛の擴張増設をせねばならぬ、その場合は附近の山林を切り拓く豫定になつて居る。

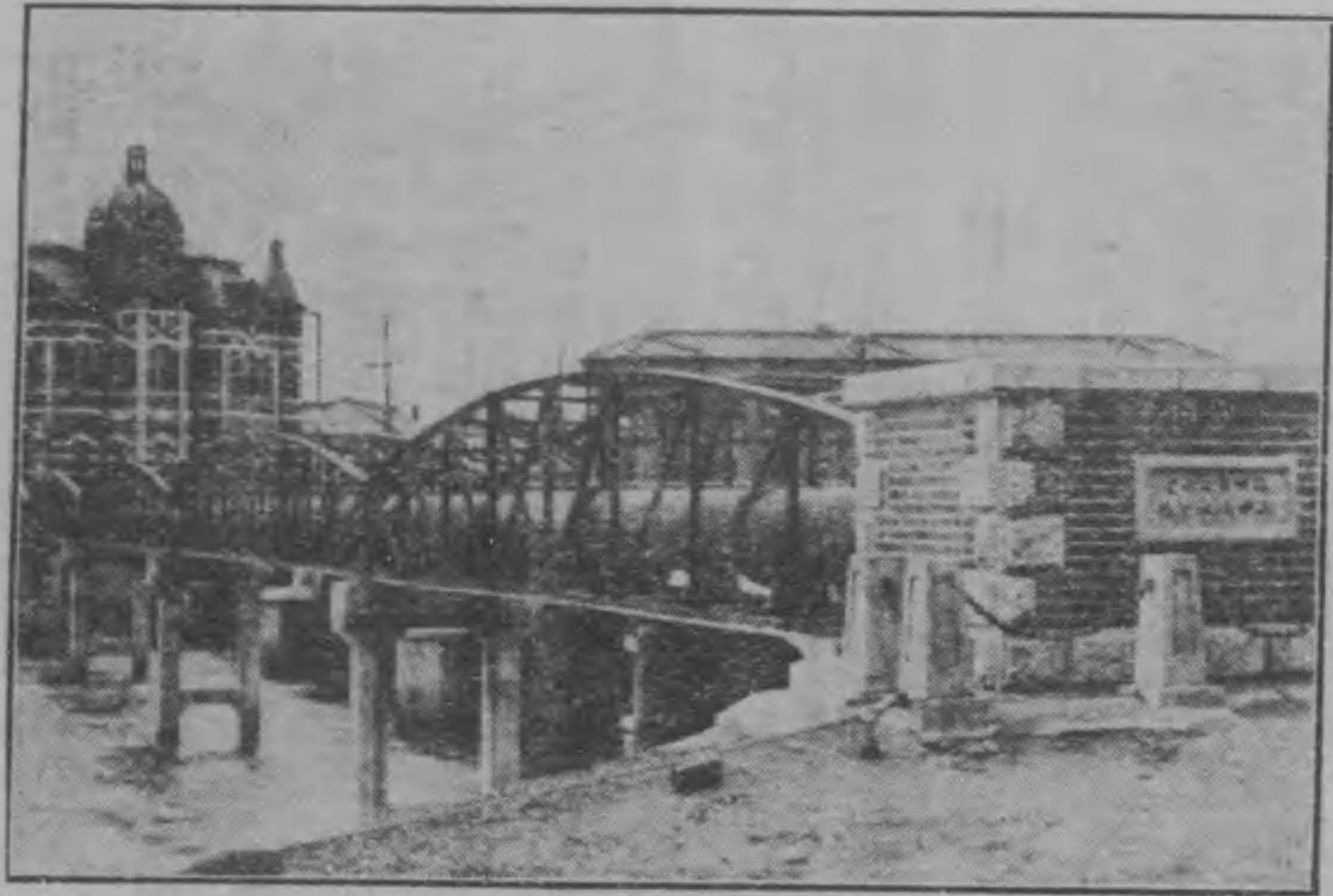
水道の設備としては水源地の設備が遙かに膨大であるが、此處は市民の胃袋と直接の關係を有して居る市民の共同井戸であるだけ、如何に其の嚴密な工事が施されてあるか確かに一見の價値をもつて居る。それに山上から見渡す眺望は實に幽艶なもので殊に春秋の二季には多くの散策の人が集まつて居るが工營所では附近に櫻桃等の花類を植つて將來は一つの行樂地にしやうとの目論見がある。

市内への配水

枝から枝の鐵管網と防火栓

海拔二百尺の平尾山上に設けられた配水池からは、適當な水量を以て市内に配水されて居るが、其の配水鐵管は水源池から浄水構場に至る送水管のやうに二十萬人

(西中島橋の鐵管橋)



給水に擴張の際は更らに鐵管一列を増せばい
と云ふやうに簡單に行かないので初めから
二十萬人給水の計劃の下に布設されてある。
しかも最も多くの水を使用する夏季の水量を
見越し、又火災の場合に消防用として相當の
壓力を要するのでそれも加算して市内鐵管網
の布設をしてある。只今後は新らしい市街が
出來ればそこに延長する丈けになつて居る。
重なる配水管を擧ぐれば配水池の集合井か
ら因幡町迄は内徑三十吋(二尺五寸)管を布設
し、夫より東西に分れ東部は二十四吋、二十
二吋、十六吋、十四吋、十吋と云ふ順で箱崎
町に至り西部は十八吋、十六吋、十四吋、十
二吋、十吋と云ふ順で西新町の西端に至り、

各管より八吋乃至三吋管を分岐し尙ほ之等小鐵管より鉛管によつて各個人の家
給水することになつて居るが五十間乃至六十間を隔て、適當な位置には全部で六百
個所の防火栓を備へて火災防禦に備へてある。



(防火栓の試験)

鐵管の總延長は送水管が三里三十一町三十二間五分、市内配水管延長廿八里二十
町十三間に及び其の總噸數一
萬百八十八噸餘、配水管の一
番太きのが三十三インチ小
いので三インチ。一人一日當
り給水量は前にも記載したが
夏季で最も使用の多い時で六
斗七升五合、冬季の少ない時で四斗五升一年平均にして五斗二升五合となつて居る

上水道布設費

八百六十八萬餘圓に及ぶ

以上述べた處に依つて福岡市民の飲料水は如何にして供給されて居るかを充分納

得することが出来やうと思ふが、翻つて其の所要經費を見るに左の如き巨額に達して居る。即ち

工事費 六百四十八萬九千九百七十圓七十一錢七厘

内 譯

水源工事費 百五十五萬七千六百六十六圓五十四錢三厘

送水工事費 百六萬五千九百九十圓六十六錢六厘

淨水工事費 四十四萬九千二百四十六圓九十一錢三厘

配水工事費 二百三十八萬三千二十圓四十八錢九厘

家屋建築費 七萬四千三百五十二圓五十錢

器具機械費 二十三萬五千八百五十圓

賠償費 三十九萬五千七百圓二十八錢

檢査費材料運搬費電話架設費雜費 三十二萬八千四百四十三圓三十二錢六厘

事務所費 四十萬八千五百七十八圓五十二錢一厘

市債費 百七十四萬千八百十三圓七十一錢

豫備費 四萬三千圓

總額 八百六十八萬三千三百六十一圓九十四錢八厘

右の中鐵管費だけを計上すれば三百七十六萬八千四百九十九圓九錢となるが尙ほ又總額八百六十八萬餘圓は國庫の補助金二百八十萬二千圓、縣の補助金八十萬九千圓、雜收入七十二萬九千六百七十二圓、普通の市費から繰入れるもの七十二萬四千圓で殘餘の資金は市債を起して支出の途を圖つて居る。

上水道の引用に就て

共同栓、給水條例、料金其他

理想から云へば上水道は各戸別に取付けねばならぬことは序説に依つて之を明らかにしたが、今其の上水道引用に就ての手續及諸規定を記載して一般市民の便覽に供せんとするものである。

上水道引用者は先自家引込工費の一部として金一圓を添へ、申込書に記名捺印して市役所内にある市金庫に納入し、其の領收證を持つて水道課に申込むのである。

さうすると水道課からは申込者の家屋の構造、引込場所の都合等を調査し、其の家内の人数に應じて引込鉛管の太さ、工事一切の設計書を作製し其の費用の豫算を示すことになつて居るので、引用者は之を承知して工費を納入さへすれば直ちに水道を引くことが出来る。其の引込費用は道路内の分は市の負擔で家の軒下からの分を引用者が負擔せねばならぬ、故に軒下から臺所、其他の所迄の距離が近ければ安くて済むが大概一軒の工事費は五十圓内外で済む筈になつて居る。此の費用は總て家主の負擔で家主の承諾がなければ取付けをせぬことになつて居る。又、戸數割年額六圓以下の納税者は共用栓を使用することが出来る。共同栓は公設と私設の二種があつて公設は市内に四百個所の設けがある筈で十一年内には三百個所の設備をされる私設共用栓は取付費用を支拂ひさへすれば都合のよい處に取付けられるが之も六圓以下の納税者の申込でなければ應ぜないことになつて居る。

大體は右の如くであるが其の詳細を知る爲めに左に各條例を附記して置かう。

福岡市水道給水條例

大正十年四月十八日市會議決
大正十年九月廿八日内務大臣認可
大正十年十月十五日告示第九二號

第一章 通 則

- 第一條 給水ハ計量法ニ依リ其計量ハ量水器ニ據ル
但シ共用栓及防火栓ハ此限リニアラズ
- 第二條 給水ハ左ノ二種トス
一、専用給水 一戸又ハ一事業ノ専用ニ給水スルモノ
二、共用給水 二戸以上ノ共用ニ給水スルモノ
- 第三條 専用給水ヲ分テ左ノ四種トス
第一種 第二種以下ニ屬セサルモノ、給水
第二種 原動力、工事其他一時ノ使用ニ供スル給水
第三種 汽車船舶又ハ船舶給水業者ニ對スル給水
第四種 噴水、瀧、泉池ノ類ニ供スル給水
- 第四條 公設共用給水ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ使用セシム
一、市税戸別割年額六圓未滿ヲ納ムルモノ
二、特ニ市長ノ承認ヲ受ケタルモノ

前各號ノ一ニ該當セサル者ト雖モ一時専用給水ニヨルヲ能ハサル時ハ區域及時期ヲ限リ特ニ使用セシムルコトアルヘシ
共用栓ノ位置及區域ハ市長之ヲ定ム

第五條 私設共用給水ハ前條ノ該當者ニシテ設備費ヲ負擔シ共同使用スルモノニ供給ス

第六條 私費ヲ以テ防火栓ノ設置ヲ爲スコトヲ得

私設防火栓ハ火災又ハ演習ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

私設防火栓ハ本市ニ於テ封緘ヲ附ス

演習ノ爲メ使用スルトキハ前日迄ニ承認ヲ受クヘシ

私設防火栓ハ火災ノ場合公益上ノ使用ニ對シ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第七條 船舶用水ノ販賣ヲ爲サントスルモノ又ハ専用船舶給水所ヲ設置セントスル者ハ市長ノ許可ヲ受クヘシ

第八條 公設共用栓船舶給水栓及量水器ハ市費ヲ以テ設置ス

量水器ノ私費設置ヲ希望スルモノハ特ニ之ヲ譲リ渡スコトアルヘシ

第九條 給水栓以外ノ給水装置及量水器ハ特ニ指示シタル部分ノ外之ニ觸レ又ハ開閉スルヲ得ズ

給水装置トハ給水管水栓其他ノ給水用具ヲ總稱ス

第十條 給水ハ左ノ場合ハ之ヲ制限又ハ停止スルコトアルヘシ

一、變災又ハ其他避クベカラサル事故アルトキ

二、工事若クハ配給上已ヲ得サルトキ

三、公益上必要アルトキ

給水ノ制限若クハ停止ヨリ生スル損害ニ對シテハ本市ハ其責ニ任セス

第十一條 給水使用者ノ門戸ニハ本市所定ノ標識ヲ掲ク

第十二條 給水装置所有者又ハ使用者變更シタルトキハ双方連署ヲ以テ其旨届出ツヘシ

但シ連署ヲ得ルコト能ハサルトキハ繼承者ニ於テ其事由ヲ具シ市長ノ承認ヲ受クヘシ

第十三條 共用給水ノ使用者ハ一區域ノ給水ニ關スル一切ノ責任ヲ負擔スヘキ總代

一名ヲ定メ市長ニ届出ツヘシ其變更シタルトキモ亦同シ

市長ニ於テ總代ヲ不適當ト認ムルトキハ之ヲ更改セシムルコトアルヘシ

第十四條 給水装置ノ所有者使用者及其總代ハ家族雇人若クハ同居者ノ行爲ニ對シ自己ノ指揮ニ非ラサルノ故ヲ以テ其責ヲ免ル、ヲ得ス

第二章 給水設備

一一一

第十五條 給水装置ノ新設、増設、變更、改造修繕又ハ撤去ハ之ヲ市長ニ請求スルモノトス

第十六條 給水装置新設工事ハ道路ニ屬スル部分ハ止水栓迄ヲ市ノ負擔トシ其他ノ部分ハ請求者ノ費用ヲ以テ本市之ヲ施行ス

但シ私設防火栓工事ハ全部請求者ノ負擔トス

第十七條 他人ノ給水管ヨリ支管ヲ分岐セントスルモノハ本管所有者ノ承認ヲ得ルヲ要ス本管所有者ニシテ給水ノ廢止又ハ撤去ヲ爲サントスルトキハ豫メ支管引用者ニ通知スベシ

第十八條 給水装置ニ自己ノ材料ヲ使用セントスルトキハ検査ノ上承認ヲ與ヘタルモノニ限リ之ヲ許可スルコトアルヘシ

本條ノ場合ニ於テハ規定ノ検査手数料ヲ納付スヘシ

第十九條 給水装置ノ位置ハ請求者ニ於テ之ヲ指定スルモノトス但其位置不適當ト認ムルトキハ之ヲ變更セシムルコトアルヘシ

前項ノ指定ニ付テハ第三者ノ異議アルモ本市ハ其責ニ任セス

給水工事施行ノ結果工作物復舊ヲ要スルトキハ請求者ノ負擔ヲ以テ之ヲ行フモノ

トス

第二十條 道路變更其他ノ事由ニヨリ水道本支管ノ移轉ヲ必要トスル時ハ之ニ伴フ各戸給水管ノ改造工事ハ所有者ノ請求ヲ待タズ本市ニ於テ之ヲ施行ス

前項ノ費用ハ水道本支管移轉ノ必要ヲ生セシメタル者ノ負擔トス

第二十一條 給水装置ノ新設、増設、變更、修繕及撤去等ヲ要スルモノハ工費ノ一部トシテ金壹圓ヲ添ヘ請求スヘシ

前項ノ工費ハ其ノ請求ノ取消ヲ爲スモ之ヲ還付セス

第二十二條 給水工事ノ請求ヲ爲シタル者ハ指定期限内ニ工費ヲ納付スヘシ

給水工事ハ工費ヲ納付セシ後ニ非サレハ施工セス

但官公署官公立學校其他市長ニ於テ工費前納ノ必要ナシト認メタルモノハ此限りニアラス

工事上特別ノ設計ヲ要スル時ハ市長ノ定メタル手数料ヲ納付スヘシ

第二十三條 新ニ給水装置ヲ爲シタル後三ヶ月以内ニ故障アルコトヲ發見シタルトキハ使用者ノ故意又ハ過失ニ依ルモノ、外本市ノ費用ヲ以テ之ヲ修理ス

第二十四條 流末装置ノ施行ヲ爲サントスルトキハ豫メ設計及圖面ヲ添ヘ市長ノ許可ヲ受クヘシ

一一三

流末装置竣工シタルトキハ直チニ届出ツヘシ

第二十五條 配水管ヲ布設セサル個所ニ於テハ給水設備ノ請求アルモ之ヲ拒ムコトアルヘシ

第二十六條 給水装置ノ工事費ハ請求者ノ希望ニ依リ特ニ新設ニ限り市長ノ承認ヲ受ケ十二月以内ニ分納スルコトヲ得此場合ニ於テハ市長ノ認ムル保證人ノ連署シタル分納證書ヲ提出スヘシ

此場合ニ於ケル給水装置ハ第一回分納金ノ納付ヲ待テ施行ス

分納額ニ對シテハ工費ノ總額ニ對シ市長ノ定ムル利息ヲ加算ス

第二十七條 分納金ノ納付ヲ怠ルトキハ給水装置ヲ撤去スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ既納工費ハ之ヲ還付セス若シ既納ノ工費ニシテ材料價格ノ缺損並ニ撤去費ヲ償フニ足ラサルトキハ更ニ追徴ス

第二十八條 工費分納中ノ給水装置ハ完納ニ至ル迄所有權ハ之ヲ本市ニ留保シ其留保期間中ハ請求者ヲシテ保管ノ責ニ任スルモノトス

分納金完納前給水装置ノ不用ニ歸シタルトキ若クハ異動ヲ生シタルトキ又ハ本條例ニ違背シタルトキハ其未納額ハ即時完納セシム

第二十九條 給水工事完成ノ上工事費ニ過不足ヲ生シタルトキハ之ヲ還付又ハ追徴

ス但其額壹圓未滿ナルトキハ此限りニアラス

追徴金ヲ指定期間内ニ納付セサルトキハ其給水装置ヲ撤去スルコトアルヘシ猶之カ爲メ本市ニ生シタル損害額ハ之ヲ賠償セシム

第三十條 給水装置ハ左ノ場合ニ於テハ其請求ヲ取消シタルモノト認メ第二十一條第二項ヲ適用ス

- 一、指定期限内ニ工費ヲ納付セス又ハ必要書類ヲ提出セサルトキ
- 二、請求ノ日ヨリ十五日以内ニ給水設備ノ位置ヲ指定セサルトキ
- 三、工事施行ニ際シ請求者ノ責ニ歸スヘキ事由ノ爲メ着手スルコト能ハサルトキ

第三章 給 水

第三十一條 給水ヲ開始、中止又ハ廢止セントスル場合ハ其前日迄ニ之ヲ請求スヘシ

第三十二條 本市ニ於テ装置シタル専用給水量水器ハ其使用料ヲ徵收ス

第三十三條 本市貸付ノ量水器ハ請求者保管者又ハ使用者保管ノ責ニ任シ若シ亡失毀損シタルトキハ之ガ損害ヲ辨償セシム

但自然破損又ハ變災ニ因ルモノハ此限りニアラス

第三十四條 給水装置ノ所有者ハ量水器ノ試験ヲ請求スルコトヲ得

前項検査ノ結果百分ノ五以上ノ差違アルトキハ前回點檢以後ノ水量ヲ訂正シ若シ百分ノ五以内ノ差違ナルトキハ規定検査手數料ヲ徴收シ使用水量ヲ更訂セス

第三十五條 本市ハ給水検査ノ爲メ水道係員ヲ派シ午前八時ヨリ午後五時迄ノ間ニ於テ水道使用者ノ邸宅ニ立入ラシムルコトアルヘシ

此ノ場合ハ當該吏員タル証票ヲ携帯スルモノトス

第三十六條 共用給水ニハ使用戸數ニ應ジ區域ヲ定メ鑑札及鍵ヲ交付ス鑑札及鍵ハ之ヲ分離スルコトナク使用者給水ノ際必ズ之ヲ携帯スベキモノトス

第三十七條 鑑札及鍵ヲ毀損シ若クハ亡失シタルトキハ直チニ届出テ之ガ再交付ヲ受クヘシ此場合ニ於テハ各一個ニ付手數料金參錢ヲ納付スヘシ鑑札及鍵不用ニ歸シ又ハ發見シタルトキハ直チニ之ヲ返納スベシ

第三十八條 左ノ場合ニ於テハ三日以内ニ届出ヅルヲ要ス

- 一、給水装置ノ破損其他異狀ヲ生ジタルトキ
- 二、給水種別ヲ變更スヘキ事由ヲ生ジタルトキ
- 三、給水装置ノ所有者又ハ使用者ヲ變更シタルトキ
- 四、給水請求者ヲ變更シタルトキ又ハ其住所ヲ變更シタルトキ
- 五、總代ノ變更又ハ資格ヲ失ヒタルトキ若クハ其住所ヲ變更シタルトキ

六、火災ノ爲メ私設防火栓ヲ使用シタルトキ

七、給水装置ヲ燒失シタルトキ

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ給水ヲ中止ス

- 一、水道使用者其管理ヲ拋棄シタルトキ
- 二、給水装置ノ損傷其他ノ事由ニ依リ必要ヲ認メタルトキ
- 三、一時給水ノ不用トナリタルトキ

第四章 料金及徴收

第四十條 給水請求者ハ本規定ノ給水料及手數料ヲ納付スルモノトス

第四十一條 給水料ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ徴收ス

一、専用給水

第一種一ヶ月ノ使用水量六十石迄金壹圓五拾錢ヲ最低限トシ以上一石ヲ増ス毎ニ金貳錢五厘

同百石ヲ超過スルトキハ其超過水量一石ヲ増ス毎ニ金貳錢同五百石ヲ超過スルトキハ其超過水量一石ヲ増ス毎ニ金壹錢五厘同千石ヲ超過スルトキハ其超過水量一石ヲ増ス毎ニ金壹錢

湯屋營業者ハ一戸一ヶ月使用水量七百石迄金七圓ヲ最低限トシ以上一石ヲ増ス毎

ニ金壹錢

第二種一ヶ月使用水量七十石迄金貳圓拾錢ヲ最低限トシ以上一石ヲ増ス毎ニ金參錢

第三種使用水量一石ニ付金參錢

第四種一ヶ月又ハ一回ノ使用水量五十石迄金貳圓五拾錢ヲ最低限トシ以上一石ヲ増ス毎ニ金五錢

使用期間一ヶ月ニ滿タサル爲メ使用水量前項最低限ニ達セサルモ給水料ハ之ヲ徵收ス

二、共用給水一戸一ヶ月ニ付金六十錢

但第四條第二項ニ該當スル一時使用者ハ此ノ料金ノ二倍ヲ徵收ス

三、私設防火栓演習ニ使用スル給水料使用時間二十分迄貳圓トシ以上二十分ヲ増ス毎ニ貳圓

第四十二條 専用給水ニシテ一戸内ニ種別ヲ異ニスル給水装置アルトキハ各別ニ水量器ヲ設置シ其給水料ハ各種別ニ依リ之ヲ徵收ス

第四十三條 水量器ノ故障其他事故ノ爲メ使用水量明確ナラサル時ハ前月分ト同額トシ若クハ市長ノ認定ニ依リ之ヲ定ム

第四十四條 給水料ハ毎月水量水器ヲ點檢シ其使用水量ニヨリ査定シ之ヲ徵收ス

但給水廢止又ハ中止ノ場合ハ隨時之ヲ徵收ス

第四十五條 給水料ハ給水ノ制限及停止ノ場合ト雖ドモ之ヲ徵收ス

但第十條ノ場合七日以上ニ涉ルトキハ市長ニ於テ適宜之ヲ減免スルコトヲ得

第四十六條 慈善事業又ハ貧困ノ爲メ其他特別ノ事由アルトキハ市長ニ於テ特ニ其給水料ヲ減免スルコトアルベシ

第四十七條 水量器ノ使用ニ對シテハ左ノ區別ニヨリ使用料ヲ徵收ス

口徑 八分ノ五吋以下	一ヶ月一個ニ付	金貳拾錢
全 四分ノ三吋	全	金參拾錢
全 一吋	全	金五拾錢
全 一吋二分ノ一以下	全	金壹圓
全 二吋	全	金貳圓
全 三吋	全	金參圓
全 四吋	全	金四圓

水量器ノ使用料ハ給水料ト同時ニ之ヲ徵收ス

第四十八條 水量器ノ試験手數料ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ徵收ス

口徑 八分ノ五吋以下	一個ニ付	金五拾錢
全 一吋二分ノ一以下	全	金壹圓
全 二吋	全	金貳圓
全 三吋	全	金參圓
全 四吋	全	金四圓

第四十九條 第十八條ノ材料検査手数料ハ左ノ通り之ヲ徴收ス

一、水栓	一個ニ付	金五拾錢
二、鉛管及鐵管四吋以下	六十尺毎ニ	金七拾錢
但六十尺ニ滿タザルモ六十尺トス		
三、防火栓	一個ニ付	金貳圓五拾錢
四、制水瓣四吋以下	全	金參圓

四吋以上ノモノハ市長ノ認定ニヨリ之ガ料金ヲ定ム
前項ニ據リ難キモノハ其實費トス

第五章 違反處分

第五十條 左記各號ノ一ニ該當シタルトキハ第一號ニ付テハ完納ニ至ル迄第二號以

下ニ付テハ相當期間給水ヲ停止ス

- 一、給水料工費其他本條例ノ規定ニヨリ納付スベキ金額ヲ期限内ニ納付セザルトキ
 - 二、給水ヲ用途外ニ使用シ若クハ濫用シ又ハ他人ニ分與販賣シタルトキ
 - 三、量水器ノ作用ヲ妨害シ其他給水料ノ逋脱ヲ圖リタルトキ
 - 四、鑑札及鍵ヲ貸與シ又ハ不正ノ鑑札及鍵ヲ使用シタルトキ
 - 五、恣ニ給水装置ノ異動改造又ハ増設ヲ爲シタルトキ
 - 六、正當ノ理由ナクシテ當該吏員ノ臨檢ヲ拒ミ又ハ妨害セシトキ
 - 七、給水ノ停止中濫リニ止水栓制水瓣ヲ開栓シ又ハ市ノ封緘ヲ破毀シタルトキ
 - 八、火災消防ノ事實ナキニ慢リニ私設防火栓封緘ヲ破毀シタルトキ
 - 九、總代ノ選定ヲ爲サハルトキ
 - 十、本條例ニ定メタル届出ノ手續ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキ
 - 十一、前各號ノ外本條例ニ違背シタルトキ
- 前項第二號乃至第八號ニ該當スル場合其違反行爲ニヨル水量ハ市長之ヲ查定シ所定料金ノ五倍以内ヲ増徴ス
- 第五號ノ場合ハ本市之ヲ撤去シ其費用ヲ徴收ス

第五十一條 二戸以上同一ノ給水管ヨリ給水ヲ受クル使用者中本條例違反ノ爲メ他ノ使用者ガ同時ニ停止セララル、モ之ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第五十二條 停水處分ヲ解除スル場合其處分ニ要シタル費用ハ之ヲ徵收ス

第五十三條 第五十條第一項第二號乃至第八號ニ該當スル者ハ五圓以下ノ過料ニ處シ尙損害ニ對シテハ之ヲ賠償セシム

但情狀酌量スベキモノハ其處分ヲ輕減又ハ免除スルコトアルベシ

附 則

第五十四條 本條例施行ニ關スル細則ハ市長之ヲ定ム

第五十五條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

福岡市水道市外給水條例

大正十年四月十八日市會議決
大正十年九月廿八日內務大臣認可
大正十年十月十五日告示第九二號

第一條 市外ノ給水ハ豫メ期間及水量ヲ限定シテ供給シ又ハ隨時制限停止若クハ廢止スルコトアルベシ

第二條 市外ノ給水料ハ總テ市内給水料ノ百分ノ五十ヲ增徴ス

第三條 市外給水ニ關シテハ本市水道給水條例ヲ準用ス

附 則

第四條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

福岡市水道給水條例施行細則

(大正十年十月十五日告示第九三號)

第一條 本則ニ於テ條例ト稱スルハ福岡市水道給水條例ヲ謂フ

第二條 給水裝置ノ種別ハ市長之ヲ定ム

第三條 支管引用者ニシテ條例第十七條ニ依リ通知ヲ受ケ其ノ裝置ノ改造若クハ本管取得ノ手續ヲ爲サザルトキハ水道ノ使用ヲ廢止シタルモノト看做ス

第四條 量水器ニ異狀アリト認メタルトキハ速ニ本市ニ申出ヅベシ

第五條 給水裝置ノ應急修繕ニ關シ使用者ヨリ請求アリタルトキハ當該給水裝置ノ請求者ヨリ請求アリタルモノト看做ス

第六條 共用栓ノ鑑札及鍵ハ給水使用者總代ヨリ之ヲ請求スヘシ

第七條 天災事變ノ爲メ又ハ衛生上必要アルトキハ私設共用栓ヲ臨時他ニ使用セシムルコトアルモ其所有者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第八條 條例第二十六條ノ保證人ハ本市内ニ居住シ且市内ニ土地又ハ家屋ヲ所有スル者ニ限ル

保證人死亡シ又ハ前項ノ資格ヲ失ヒタルトキハ更ニ保證人ヲ定メ市長ノ承認ヲ受クヘシ

第九條 條例第二十六條第三項ノ給水工費月賦額ニ加算スル利息ハ工費總額ニ對スル年率七朱トス

第十條 共用栓使用者ノ戸數ハ一世帯ヲ以テ一戸トス

第十一條 條例ニ於テ一ヶ月ト稱スルハ量水器ニ依リ使用量ヲ計量スルモノニアリテハ量水器點檢ノ時ヨリ次ノ點檢ノ時ニ至ル期間ヲ謂ヒ其他ニアリテハ曆月ヲ謂フ但シ期間ハ三十日未滿ニテハ點檢セサルモノトス

量水器ヲ點檢シタル時ハ其都度點檢簿ニ使用水量ヲ掲記シ若シ異狀其他ノ事故ニ依リ示點明確ナラスト認めタルトキハ其事由ヲ併記スルモノトス

第十二條 給水ニ關スル工事ハ日出ヨリ日没迄ノ間ニ之ヲ施行ス但シ急施ヲ要スル場合ハ此限りニアラス

第十三條 量水器ハ清潔ニ之ヲ保管シ且裝置ノ場所ニハ點檢又ハ修理ニ支障ヲ生スヘキ物件ヲ堆積シ若ハ工作物等ヲ設クルコトヲ得ス若シ工作物其他ノ爲メ障害アリト認めタルトキハ其位置ヲ變更シ該工費ハ保管者ノ負擔トス

第十四條 給水裝置所有者ノ都合ニ依リ量水器ノ場所ヲ變更セムトスルトキハ市長其

位置ヲ選定シ工事費ハ請求者ノ負擔トス

第十五條 給水請求者ハ量水器ノ點檢及試験ニ立會セサルノ故ヲ以テ其結果ニ異議ヲ唱フルコトヲ得ス

第十六條 演習ノ爲メ承認ヲ得テ私設防火栓ヲ使用セムトスルトキハ水道吏員ノ立會ヲ受クルヲ要ス

第十七條 條例第十三條ノ總代ハ該共用給水區域内ニ居住シ獨立ノ生計ヲ營ムモノニ限ル

第十八條 給水裝置所有者所在不明ノ爲メ其管理ヲ爲サル場合ニ於テ該裝置ヲ管理セムトスル者ハ其旨市長ニ届出ツヘシ

前項管理者ノ請求ニ應シ給水シタル場合ニ於テ給水裝置所有者其他ニ損害ヲ及ホスコトアルモ本市其責ニ任セス

第十九條 給水裝置ハ其使用者ノ居住スル土地又ハ家屋ノ所有者ニアラサレバ新設ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

給水裝置ハ其土地又ハ家屋ト分離シテ權利ヲ移轉スルコトヲ得ス

家屋ノ所有權移轉ト同時ニ給水ニ關スル權利義務モ移轉スルモノトス

第二十條 給水裝置ノ工事費分納金完納前ニ於テ増設又ハ變更ヲ爲サントスルトキ

ハ其工事費ヲ即納スヘシ

第二十一條 私設共用給水ハ居住者五戸以上共同使用ノ爲メ給水設備ヲ要求シタル場合ハ其土地又ハ家屋ノ所有者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

私設共用栓ノ区域内ニ轉住シタルモノニ對シ該給水装置所有者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ加入ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十二條 條例第三十一條ニ依ル請求ハ給水装置所有者又ハ保管者、共用栓ハ總代ヨリ之ヲ請求スヘシ

給水請求者又ハ給水装置所有者市内ニ居住セサル時ハ使用料納付其他ノ事務ヲ處辨セシムル爲メ市内ニ代理人ヲ選定スヘシ代理人ヲ不適當ナリト認メタル時ハ之ヲ變更セシムルコトアルヘシ

第二十三條 共用給水ノ開始、中止、廢止シタル月ノ給水料ハ開始ノ場合ハ月ノ十五日前ハ一ヶ月分十五日後ハ半ヶ月分中止廢止ノ場合ハ月ノ十五日前ハ半ヶ月分月ノ十五日後ハ一ヶ月分ヲ徵收ス

第二十四條 給水装置ノ種別ヲ變更シタル月ノ給水料又ハ量水器ノ口径ヲ變更シタル月ノ使用料ハ其ノ料率ノ重キニ從フ

給水装置ヲ料率ノ異ナル二種以上ノ用途ニ混用シタル時ハ給水料ハ重キニ從ヒ之

ヲ徵收ス
第二十五條 水道ノ使用中止又ハ廢止ノ届出デナキ時ハ量水器ニ使用水量ヲ表示セサル場合ト雖給水料金ハ之ヲ徵收ス違背處分ニ依リ給水ヲ停止シタルトキ亦同シ
第二十六條 水道ニ關スル請求、申請、届出及章標ハ別表第一號乃至第二九號ノ様式ニ據ル

附 則

本則ハ條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(様式省略)

計畫以來の主腦者

本市の水道が如何に大工事で、又莫大な費用を要して居るかは以上述べた處に依つて判然するであらうが、此の計畫確定以來完成を告ぐる迄、大いに工事進捗の爲めに盡力された主腦者を列記すれば左の如くで、市長の代ること三代に及び、大正三年水道委員設置規定制定以來現在の委員に至る迄第九回の改選をしたものである
市長

故 佐藤平太郎氏 (認可當時)

故井手佐三郎氏

久世庸夫氏(現任)

助役

小野直路氏(認可當時)

秦傳次郎氏(認可當時)

大須賀巖氏

石橋愛太郎氏(現任)

水道事務所長

久世庸夫氏

市會議長

高島習氏(認可當時)

岩永左八氏

濱田精藏氏(現任)

水道委員(現任イロハ順)

岩隈久兵衛氏(市會側)

吉安源太郎氏(市會側)

德永勳美氏(市會側)

長野嘉平氏(市會側)

山下庸太郎氏(市會側)

眞鍋甚平氏(公民側)

兒島善四郎氏(市會側)

木梨久太郎氏(市會側)

篠田勇太郎氏(公民側)

八尋國吉氏(市會側)

權藤加七郎氏(公民側)

荒津慶太郎氏(市會側)

柴田又十郎氏(公民側)

樋口昌弘氏(市會側)

事務長

大橋浩氏(現任)

技師長

土田鐵雄氏(認可當時)

西出辰次郎氏(現任)

主事

津田親定氏(認可當時より現任)

山崎昌太郎氏(現任)

水源工營所長

技師 高木敏雄氏(現任)

淨水工營所長

信 用 あ る 吳 服 店

合

福 岡 市 土 居 町

紙 與 吳 服 店

電 話 長 二 二 二 番

合

福 岡 市 川 端 町

笠 野 屋 吳 服 店

電 話 二 五 一 五 番

技師 河口協介氏 (現任)

配水工營所長

技師 上田研介氏 (現任)

鐵管検査所長

技師 瀬戸敬三氏 (現任)

以上概説を試みたが、何しろ工事が大きいだけに讀者の参考としては甚だ足らない点があるだらうと思はれるが、詳細は更らに福岡市から出版されるべき「上水道史」に依つて熟覧を願うとして、茲には單に上水道の概畧を紹介したに過ぎないのである。

(終)

福岡牛乳株式會社

本社

福岡市因幡町卅一番地
電話二〇八二・二九一

出張所

福岡市大學通一丁目卅四番地
電話長一二三

大正十二年一月十六日印刷
大正十二年一月廿八日發行

編輯
印刷人
福岡市養巴町五二
村瀨 時 男

印刷所
福岡市下名島町

福岡印刷株式會社
電話 六一二
振替福岡一五〇〇番

(定價金貳拾錢)

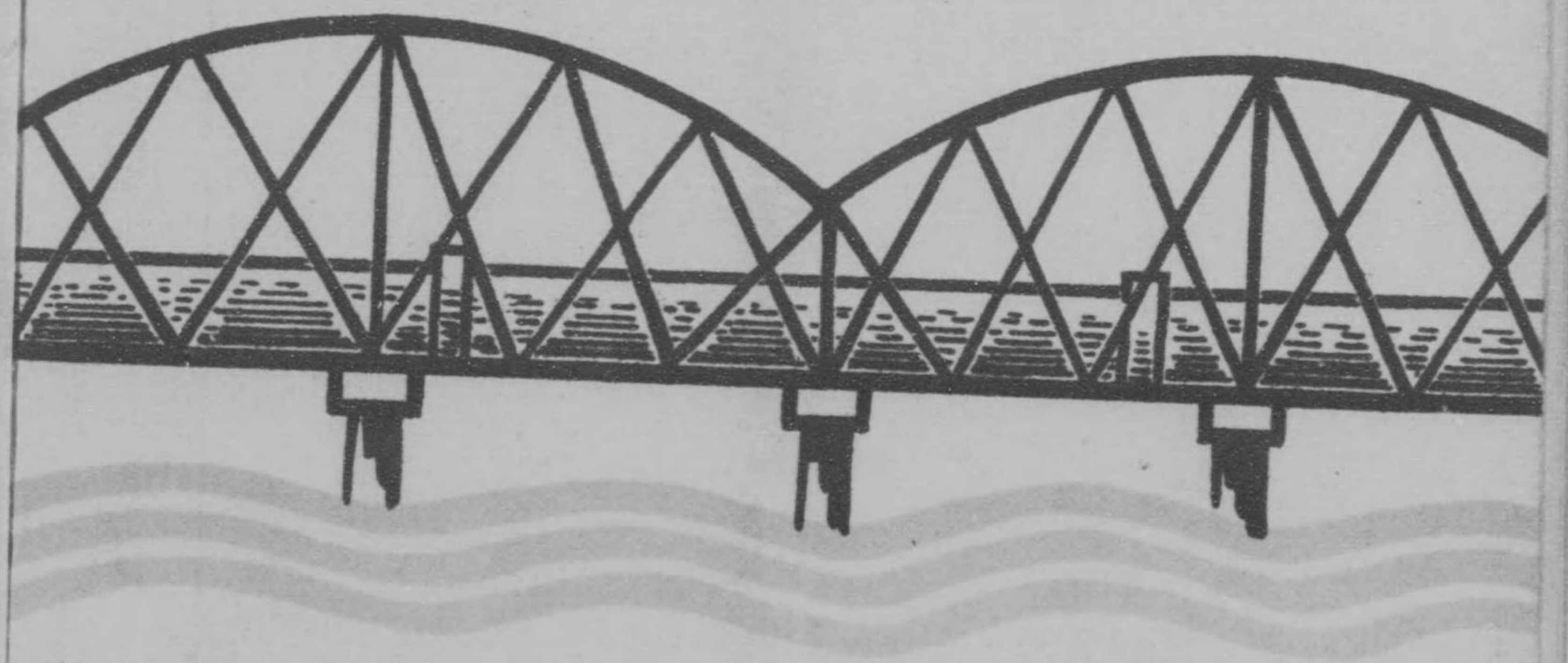


西部合同瓦斯株式會社

本社事務所 福岡市天神町

營業區域

福岡市 熊本市 佐世保市
八幡市 若松市 戸畑町
小倉市 大里町 門司市



393
479

終

